

四條畷市いじめ防止基本方針 見直し原案

平成30年5月

四條畷市・四條畷市教育委員会

目次

はじめに

第1	いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	P 1
1	いじめの定義	P 1
2	いじめの防止等に関する基本的考え方	P 2
(1)	いじめの未然防止	P 2
(2)	いじめの早期発見	P 2
(3)	いじめの早期対処	P 2
第2	いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	P 3
1	いじめの防止等のために市及び市教育委員会が実施する施策	P 3
(1)	いじめ防止基本方針の策定	P 3
(2)	いじめの防止等に取り組む市の組織の設置	P 3
(3)	いじめの防止等に取り組む市教育委員会の組織の設置	P 4
(4)	いじめに関する相談を受け付けるための体制の整備	P 4
(5)	いじめに関する研修会の実施	P 4
2	いじめの防止等のために市立小中学校において実施する施策	P 4
(1)	学校いじめ防止基本方針の策定	P 5
(2)	いじめの防止等に取り組む学校の組織【校内いじめ対策委員会】	P 5
(3)	いじめの未然防止の取り組み	P 5
(4)	いじめの早期発見の取り組み	P 6
(5)	いじめへの組織的な対処	P 6
(6)	いじめの解消	P 6
3	重大事態への対処	P 7
(1)	重大事態とは	P 7
(2)	教育委員会又は学校による調査	P 8
(3)	報告の流れ	P 8
(4)	調査の組織	P 8
(5)	調査の実施	P 8
(6)	調査結果の提供及び報告	P 9
(7)	再調査	P 9
(8)	再調査の結果を踏まえた措置等	P 9
(9)	重大事態発生時の対応	P 10
参考資料	問題行動対応チャート（大阪府教育委員会）	P 12
	いじめに係る相談窓口一覧	P 19

はじめに

いじめは、重大な人権侵害事象であり根絶すべき課題として未然防止に努めなければならない。しかしながら、いじめが発生した場合、いじめられた児童等の立場になって取り組み、速やかに解決すべきである。

四條畷市は、平成 25 年 9 月に「いじめ防止対策推進法」が施行される以前の平成 24 年 12 月に「四條畷市いじめ問題対策委員会条例」を制定し、いじめを未然に防止するための対策の推進等に先進的に取り組んできた。この法律は、いじめの防止等のための対策に関する基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定や対策の基本となる事項について定められたものである。

また、「いじめ防止対策推進法」の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を市として総合的かつ効果的な推進に向けた、基本的な方針を策定するものである。

第 1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）において、「いじめ」は、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。この定義を踏まえたうえで、個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的、形式的に行うのではなく、いじめられた児童等の立場になって、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどの確認が必要である。

また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所での被害発生を踏まえ、背景など事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着眼し、いじめに該当するか否かの判断を行う。

2 いじめの防止等に関する基本的考え方

いじめは、どの学校にも起こり得ることであり、すべての子どもに関係する問題である。そして、子どもの内面を深く傷つけてしまうなど、人権に関わる重大な問題である。「いじめは絶対に許されない」という強い姿勢に立ち、いじめの加害者、被害者だけでなく、傍観者にあたる子どもたちへの指導の充実を図り、また、豊かな人間関係を築くための人権教育や道徳教育に取り組むことが必要である。

いじめは、学校だけでなく、学校内外を問わず起こり得ることから、いじめ防止に向けて、学校、家庭、地域などすべての関係者が連携し、地域社会が一体となって取り組まなければならない。

(1) いじめの未然防止

他人の弱みをからかったり、暴力を肯定したり、異質な他者を差別するといった大人の振る舞いが、子どもに悪影響を与える可能性がある。いじめの未然防止のためには、大人一人ひとりが、それぞれの役割を自覚し、責任ある行動を率先してとらなければならない。そして、いじめは、どの子ども、学校にも起こり得ることを踏まえ、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取り組みが必要である。このため、学校、家庭、地域において、すべての子どもに「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、子どもの豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合うなど、心の通う人間関係の構築が必要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気づく力を高めることが必要である。いじめは大人が気づきにくい場所等で行われたり、遊びやふざけあいを装うなど、大人がいじめと判断しにくい場合もあると認識し、ささいな兆候であっても、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめの積極的な認知が必要である。

(3) いじめの早期対処

いじめ防止対策推進法 第23条 第1項

学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

法第23条第1項に基づき、学校の職員、市役所職員、地域住民、保護者等においては、児童等からいじめ相談を受けた場合、事実があると思われるときは、被害児童を守り、速やかに児童等が在籍する学校へ通報する。在籍校が分からない場合においては、四條畷市教育相談室（電話 072-877-2121）等、いじめの相談窓口に通報する等、適切な措置をとることが必要である。

また、いじめの通報を受けた学校は、学校いじめ防止対策方針に基づき適切に対応し、学校からいじめの報告を受けた教育委員会は、事案に応じて、関係機関との連携や専門家の派遣、指導助言を行う等学校を適切に支援する。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のために市及び市教育委員会が実施する施策

(1) いじめ防止基本方針の策定

市は、どのようにいじめの防止等に取り組むかについての基本的な方向やそれに基づく方策等を「四條畷市いじめ防止基本方針」（以下「基本方針」という。）として定める。

基本方針には、いじめの防止に関する基本的な考え方、市におけるいじめの防止等の対策のための組織、いじめの未然防止や早期発見のための取組み、いじめに対する措置、重大事態への対処等、いじめの防止等全体に係る内容を記述する。

(2) いじめの防止等に取り組む市の組織の設置

「四條畷市いじめ問題対策連絡協議会」

市は、いじめの防止等に取り組む関係機関及び団体（以下「関係機関等」という。）で構成する四條畷市いじめ問題対策連絡協議会を設置し、相互連携のもとでいじめの防止等に関する情報交

換等を定期的に実施する。

(3) いじめの防止等に取り組む市教育委員会の組織の設置

「四條畷市いじめ問題対策委員会」

市教育委員会は、法第 14 条第 3 項及び第 28 条第 1 項の規定に基づき、市教育委員会に附属機関として「四條畷市いじめ問題対策委員会」を置く。「四條畷市いじめ問題対策委員会」は、市教育委員会の求めに応じて、次に掲げる事務を担うものとする。

- ・ いじめの防止等のための調査及び助言
- ・ 法第 28 条第 1 項に規定する重大事態に係る事実関係の調査審議

(4) いじめに関する相談を受け付けるための体制の整備

いじめを早期に発見するため、本市教育センターに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーならびに教育相談員を配置し、いじめ等に関する相談窓口の充実を図る。

いじめ等に関する電話相談窓口

「教育相談室」(四條畷市教育センター内 教育相談室)

住所 四條畷市中野新町 11 番 31 号

電話番号 072-878-7710

相談時間 平日午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分まで

教育委員会は、いじめの報告を受けたときは、必要に応じ、指導主事、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士等の専門家を派遣し、学校に適切な支援を行い、児童生徒が安心して教育を受けられるようにするための必要な措置を講ずる。

(5) いじめに関する研修会の実施

市教育委員会は、いじめに関する通報に対して、学校が適切に対応できるよう教職員向けの研修会を実施するとともに、各校のいじめ防止対策のための研修会を支援する。

2 いじめの防止等のために市立小中学校において実施する施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、どのようにいじめの防止等に取り組むかについての基本的な方向やそれに基づく方策等を「学校いじめ防止基本方針」として定める。

学校いじめ防止基本方針には、いじめの防止に関する基本的な考え方、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織、いじめの未然防止や早期発見のための取組み、いじめに対する措置、重大事態への対処等、いじめの防止等全体に係る内容を記述する。

策定した学校いじめ防止基本方針については、その内容を必ず入学時、各年度の開始時に児童生徒、保護者に説明する。また、各学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できる措置を講じる。

(2) いじめの防止等に取り組む学校の組織の整備【校内いじめ対策委員会】

学校には、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、いじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。当該組織は、学校の複数の教職員により構成され、学校が組織的にいじめの問題に取り組むにあたって中核となる役割を担う。

また、必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、専門的な知識を有する者に参加を要請し、いじめ防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関するアドバイスや意見、協力を求める。

【校内いじめ対策委員会の主な取組み】

- ①いじめの防止等に係る年間計画の作成、実行、検証、修正
- ②いじめの防止等に係る校内研修を企画・実施
- ③学校いじめ防止基本方針の点検・見直し（PDCA サイクルの実行を含む）

(3) いじめの未然防止の取組み

学校は、児童生徒が、道徳教育や人権教育、社会体験、自然体験、ボランティア活動等を通じて、一人ひとりが互いに認め合うことの大切さを十分に理解できるよう、発達段階に応じた教育課程

を推進する。いじめはどの子どもにも起こり得るという事実を踏まえ、すべての子どもを対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。インターネット上のいじめの防止に関しては、携帯電話やインターネットの正しい利用方法や危険性についての理解を深め、インターネット等を利用するためのモラルを向上させるよう、情報教育を推進する。

(4) いじめの早期発見の取組み

いじめは、遊びやふざけあいを装うなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多い。このため、日頃から子どもの見守りや信頼関係の構築等に努め、子どもが示す変化を見逃さないよう情報収集に努めるとともに、hyper-QU*や、いじめアンケート調査を定期的に行い、加えて教育相談の実施等により、子どもがいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握を組織的に取り組む。

*hyper-QU：教員が、望ましい集団作づくりを行うため、児童等を対象に実施する質問紙調査

(5) いじめへの組織的な対処

法第23条第1項「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び保護者は、児童等からいじめにかかる相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」としており、教職員がいじめの発見や通報を受けた場合には、一人で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。また、第一に被害児童等を守り、加害児童等には、自らの生活や行動などの反省を促し、将来に希望や目標をもち、より充実した学校生活を送ることができるよう教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。

これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関や専門機関との連携のもとで取り組む。

(6) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要点が満たされている必要がある。こ

これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情を勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間（3か月を目安）継続していること。

ただし、いじめの被害の重大性等から、さらに長期の期間が必要と判断される場合は、学校の設置者または学校のいじめ対策組織の判断により相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。その判断は被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか面談等により確認する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまでも、一つの段階に過ぎず、解消している状態に至った場合でも、いじめ再発の可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒を日常的に注意深く観察する。

3 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

いじめ防止対策推進法 第28条

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

一については、例えば、子どもが自殺を企図した場合、重傷を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等のケースが想定される。二における「いじめにより相当の期間学校を欠席する」ことについては、不登校の定義を踏まえ、概ね年間30日とする。

ただし、子どもが一定期間連続して欠席しているような場合には、日数にかかわらず教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査を開始する。

(2) 教育委員会又は学校による調査

いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの防止等のための基本方針（平成 29 年 3 月 14 日文部科学省）」、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成 29 年 3 月文部科学省）」により適切に対応する。

(3) 報告の流れ

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会及び市長に報告する。報告を受けた教育委員会及び市長は、その事案の調査を行う主体等について判断するとともに、速やかに大阪府教育委員会に報告する。

(4) 調査の組織

教育委員会又は学校は、重大事態に係る調査を行うため、速やかに事実関係を明確にするための組織を設けて調査を行う。教育委員会が調査主体となる場合は、教育委員会のもとに置く「四條畷市いじめ問題対策委員会」が調査を行う。

学校が調査の主体となる場合は、学校に設置される、いじめの防止等の対策のための組織をもとに取り組む。なお、その際には、教育委員会が指導、助言を行う。

(5) 調査の実施

この調査は、事実に向き合うことで当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであり、従って教育委員会又は学校は、それぞれの調査を行う組織に対して積極的に資料を提供する。具体的には、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や子どもの人間関係にどのような問題があったか、学校や教職員がどのように対処したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。その際には、因

果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

(6) 調査結果の提供及び報告

学校が主体となって調査を実施した場合及び教育委員会が主体となった場合は、教育委員会が市長に報告する。また、学校は、いじめを受けた児童等やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係等について説明する。

(7) 再調査

上記(5)の調査結果の報告を受け、市長は当該報告に係る重大事態への対処又または当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めたときは、報告結果について再調査を行うために「四條畷市いじめ問題再調査委員会」を設置する。

また、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又または当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じる。

なお、再調査を行う場合には、いじめ事案の関係者と直接の人間関係又または特別の利害関係を有しないもの(第三者)により構成する等、当該調査の公平性、中立性の確保に努める

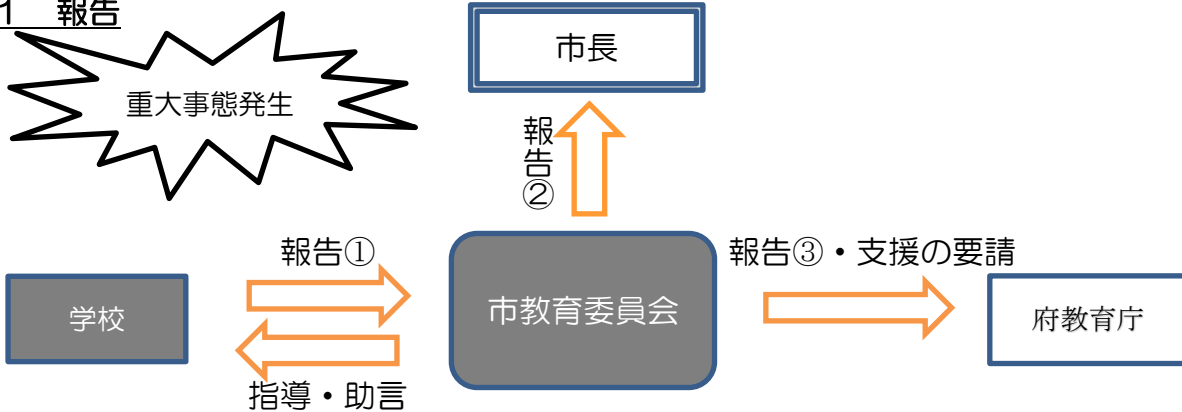
(8) 再調査の結果を踏まえた措置等

市長は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じる。

また、再調査を行ったとき、市長はその結果を議会に報告しなければならない。議会に報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、適切に設定されることとなり、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保することとする。

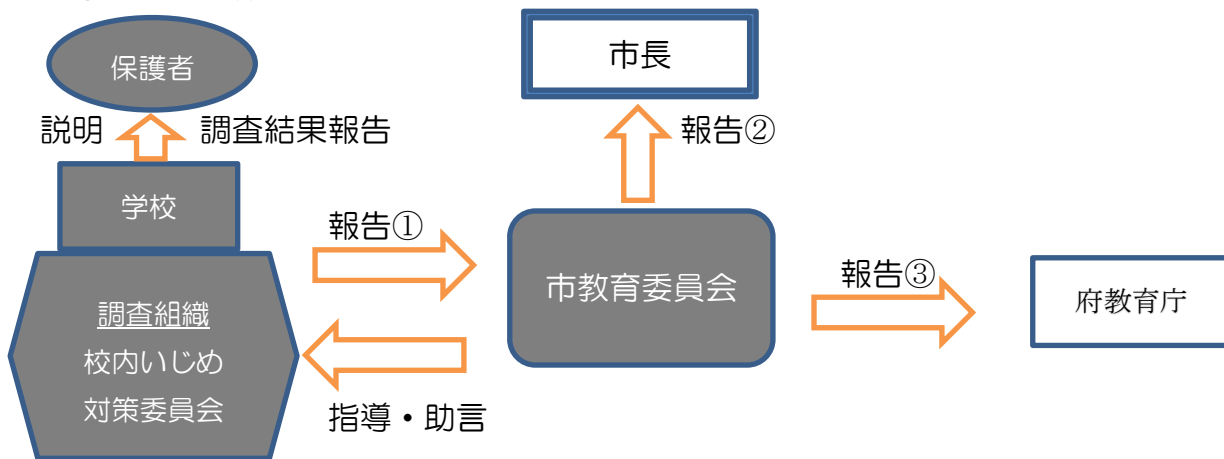
(9) 重大事態発生時の対応

1 報告

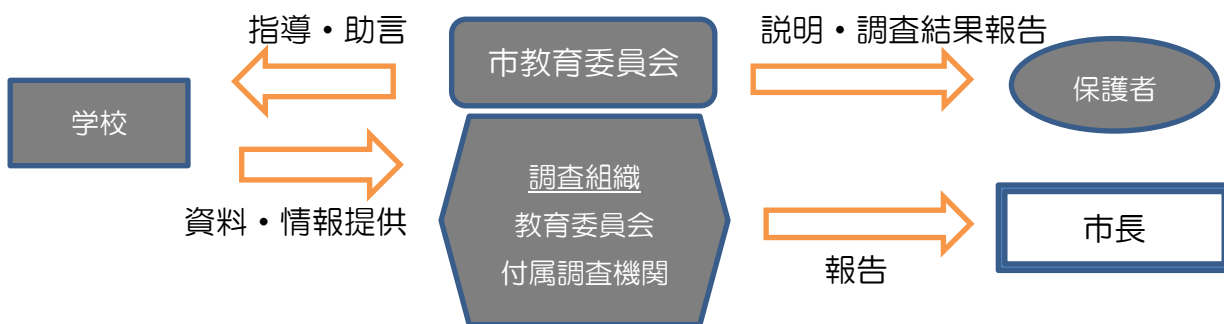


2 調査

① 学校主体で調査する場合



② 教育委員会主体



3 再調査



参考資料

5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート

(大阪府教育庁)

いじめに係る主な相談窓口

【市】教育相談室（四條畷市教育センター）

【国】24時間子供SOSダイヤル（文部科学省）

【国】子どもの人権110番（法務省）

【府】すこやかホットライン（大阪府教育センター）

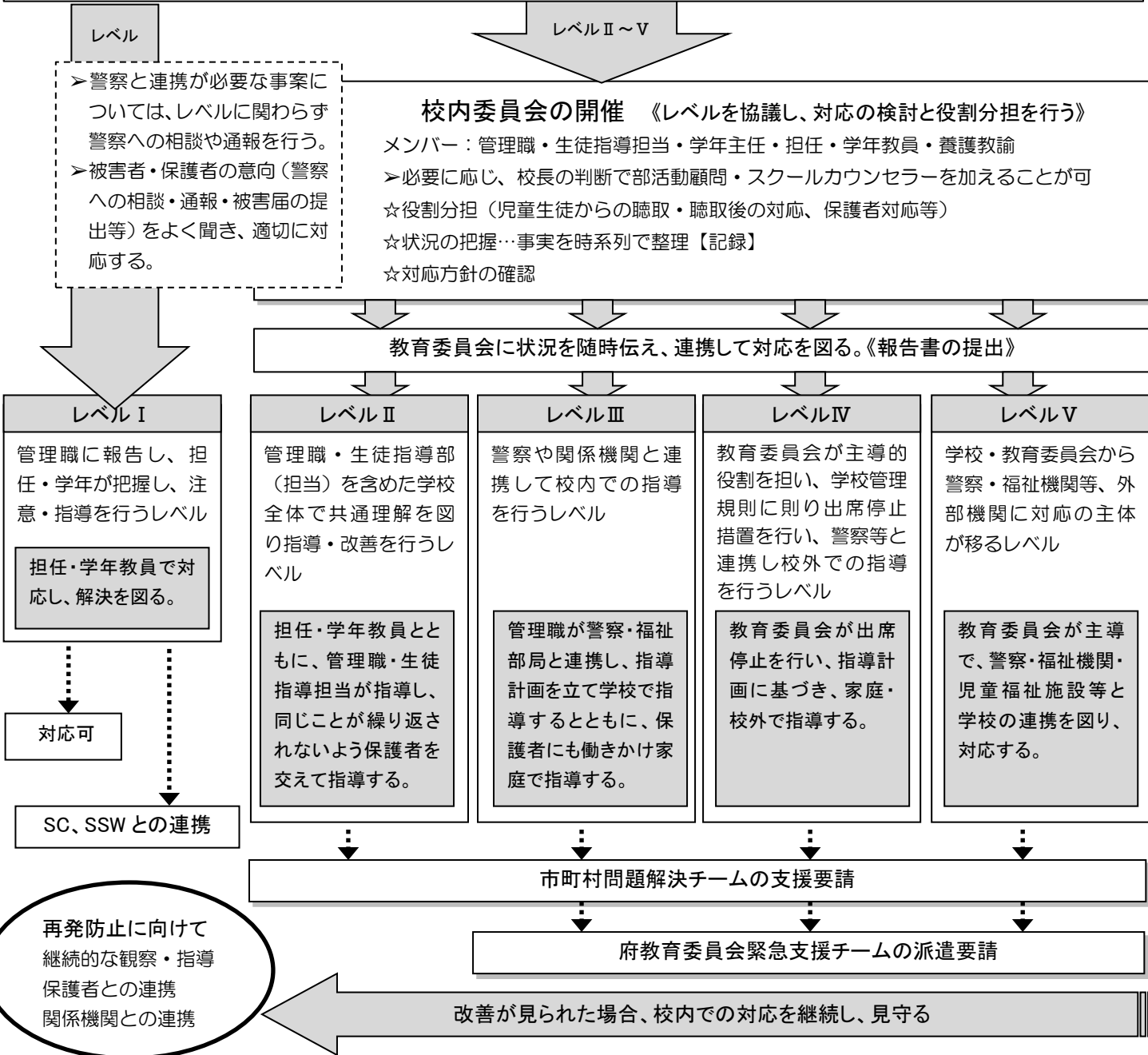
【府】子どもの悩み相談フリーダイヤル（大阪府福祉部中央子ども家庭センター）

5つのレベルに応じた 問題行動への対応チャート

大阪市教育委員会資料に基づき大阪府教育庁が作成

ねらい

- 児童生徒の問題行動の発生時に学校として必要な対応について、レベルⅠ～Ⅴの5段階に分けて例示した。レベルごとに分けて対処する意義は以下の4点であり、それは、加害者・被害者の保護、および教員の保護にもつながるものである。
 - ①加害者の加害行為を早期に指摘し、本人の自覚を促し保護者の協力を要請する。
 - ②問題行動等による被害者の被害の拡大を未然に防ぐ。
 - ③教員が適切な指導が行えない状態を避ける。
 - ④レベルにより対応の主体を学校から教育委員会、外部機関へ移行し、責任の所在を明確にしつつ問題行動の改善を図る。
- 問題行動の重篤度に応じた学校の対応について、あらかじめ児童生徒・保護者等にチャートやレベルの例を示し理解・協力を求めることが重要である。



5つのレベルの例示

レベルⅠ

(□いじめ、◇その他問題行動)

- ことばによるからかい □無視 □攻撃的な言動 (荒っぽい言葉づかい、乱暴な振る舞い等)
 - ◇無断欠席・遅刻 ◇反抗的な言動 ◇服装・頭髪違反 ◇授業をさぼる ◇学校施設の無許可使用 等
- ※同様の行為を2回繰り返す場合は、レベルⅡの対応を行うこととする。

【事例Ⅰ－①】放課後、体育館に無断で入り込みバスケットボールをして遊んでいた数名の生徒を、担任が指導したが反抗的な態度をとった。

【事例Ⅰ－②】図画工作科の学習中、彫刻刀の使用について指導していた担任に対して、6年生男子児童がふざけた態度をとった。危険な行為に及ばないように注意したところ、担任を挑発しからかうような言葉をあびせた。



- ・管理職への報告を行い、放課後、担任・学年主任とともに保護者と当該児童生徒を指導した。

レベルⅡ

(□いじめ、◇その他問題行動)

- 仲間はずれ □悪口・陰口、軽度の暴言 ◇攻撃的な言動 ◇軽微な賭けごと ◇軽微な授業妨害
 - ◇軽微な器物損壊 ◇授業をさぼって校内でたむろ
- ※いじめについては、加害者と被害者の関係性、頻度、周囲への影響等の要素を総合的に見て、レベルを判断する
- ※その他、教育的見地からレベルⅡとして指導するのが適切と判断される場合
- ※同様の行為を2回繰り返す場合は、レベルⅢの対応を行うこととする。

【事例Ⅱ】始業のチャイムが鳴ったにもかかわらず、2名の生徒が廊下でボールを蹴り、遊びを止めなかった。A教諭が遊びを止め教室に入るように促したところ、2名は遊びを止めず暴言を吐いた。他の教諭も駆けつけ遊びを止めさせた。



- ・放課後、管理職・生徒指導担当教諭とともに保護者も交えて当該生徒2名を指導した。
- ・管理職・教員が学校を巡回し再発防止に努めた。

レベルⅢ

(□いじめ、◇その他問題行動)

- 暴言・誹謗中傷行為 (「死ね」「うざい」等の書き込み、集団による誹謗中傷等、態様が悪質で被害が大きいもの)
 - 脅迫・強要行為 (態様・被害・影響が比較的軽いものでレベルⅣに至らないもの)
 - 暴力 (蹴る・叩く・足をかける等態様・被害・影響の比較的軽いものでレベルⅣの暴力にあたらないもの)
 - ◇喫煙 ◇軽微な窃盗行為 ◇悪質な賭けごと ◇著しい授業妨害や器物損壊◇バイクの無免許運転等
- ※その他、教育的見地から、レベルⅢとして指導するのが適切と判断される場合
- ※同様の行為を繰り返す場合は、レベルⅣの対応を行うこととする。

【事例Ⅲ－①】生徒間での暴力行為を行った生徒を指導した。その際、指導する教師に対しても反抗的で暴言を吐いた。教師を突き飛ばしたり、制止を振り切ろうと暴力をふるったりもした。

【事例Ⅲ－②】授業中、集団で奇声を上げながら廊下を走り回り授業妨害を繰り返したり、器物破損を続けたりする生徒たちに対して継続して指導を実施する。担任に加え、生徒指導担当教員等も一緒に指導に入るがおさまらない。制止する教員に対して暴言を吐いたり、暴力をふるったりすることが起こった。



- ・管理職が警察やこども家庭センターに連絡を取り、当該児童生徒の状況を報告した。スクールソーシャルワーカーにも相談し、保護者の思いや保護者の役割を明確にしながら指導計画を立案し、学校・家庭で指導を強化した。
- ・管理職・教員が学校を巡回し再発防止に努めた。

レベルⅣ

(□いじめ、◇その他問題行動)

□重い暴力・傷害行為 □重い脅迫・強要・恐喝行為 (金品を求める、屈辱的な行為をさせる等、大きな被害を及ぼすような行為のうち、レベルⅤに至らないもの)

◇危険物の所持 ◇違法薬物の所持・販売行為 ◇窃盗行為 ◇痴漢行為 等

※その他、教育的見地から、レベルⅣとして対処するのが適切と判断される場合

※被害生徒の状況を考慮し、被害生徒の保護・加害生徒への教育的指導という見地から必要があると判断した場合、出席停止を活用する。

※同様の行為を繰り返す場合は、レベルⅤの対応を行うこととする。

【事例Ⅳ－①】授業妨害・指導に対する反抗的な態度を繰り返す児童に対して注意をしたところ、暴れだした。数名の教員が制止したがおさまらず、担任教諭に対して殴りかかり頬を殴った。

【事例Ⅳ－②】これまでも問題行動を繰り返していた十数名の生徒が、校内をバイクで走り回る行為を行った。その行為を制止しようとした教諭を足で蹴り、振り払った。その後も30分ほどバイクで走り回る行為を続けた。



・管理職が関係諸機関と連絡を取り、継続して指導を行ったが改善が見られないため、教育委員会が出席停止を命じ、警察や子ども家庭センター等と連携して指導計画を立て、校外で指導をした。

・教育委員会が学校に対して、対応の指示を行った。

レベルⅤ

(□いじめ、◇その他問題行動)

□極めて重い暴力・傷害行為・脅迫・強要・恐喝行為 (態様・被害の程度・背景事情を考慮する)

◇凶器の所持 ◇放火、強制わいせつ、強盗 等

※その他、教育的見地から、レベルⅤとして対処するのが適切と判断される場合

【事例Ⅴ】当該生徒は授業妨害・生徒間での暴力行為を繰り返し、再三にわたり指導されている。時には指導に対して反抗し、教員に対しても暴力行為を行うことがあった。この日も立ち歩き等を繰り返し教員から注意を受けた。冷静さを失った生徒は、教員に殴りかかり数回顔を殴り全治3カ月の重傷を負わせた。



・管理職と相談のうえ、当該教員は傷害事件として警察へ通報し被害届を提出した。同時に教育委員会へ報告し、教育委員会・警察・市福祉部局と相談のうえ更生プログラムを作成し、児童自立支援施設で指導を行った。

問題行動への対応例

各段階で示した対応とともに、加害児童生徒に自分のおかした行為の重大性を認識させ、改善に結びつけていくために、下記の例を参考に、事案に応じて組み合わせるなどして対応を進める。

■対応の例示

A. 加害児童生徒への説諭

- ◇担任・学年教員・養護教諭・部活動顧問等による説諭
- ◇生徒指導主事(生活指導担当)・管理職による説諭

B. 学級会での話し合い

- ◇学級全体の問題としてとらえ、各自が自分の行動を振り返るとともに、学級の連帯感や人間関係が確立できるような実践目標、具体的な行動・取組等を話し合う。また、話し合いを通じて、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。
- ◇いじめをテーマとして取り上げ、未然防止や解決の手立て等について話し合う。

C. 加害・被害の児童生徒による話し合い

- ◇状況に応じて必要だと判断される場合、教職員がサポートし、当事者による解決に向けた話し合いを行う。

D. 教職員、管理職による講話

- ◇学級会・学年集会・全校集会等での講話。

E. ゲストティーチャーによる講話

- ◇保護者、地域の方、外部人材等による学級・学年・学校全体への講話。

F. 清掃活動、ボランティア活動、体験活動への参加

- ◇加害の児童生徒が自主的に取り組むことができるような活動への参加。
- ◇達成感や人間関係の深化が得られるような行事・活動を企画し(活動と連携し)、学級・学年や学校全体で取り組む。

G. 児童会・生徒会の活動

- ◇学校全体の問題としていじめの未然防止や解決に取り組むことができるよう、児童会・生徒会活動として取り組む(〇〇宣言、△△アピールなど)。

H. 読書・映画等の教材活用、感想文

- ◇加害児童生徒が自身を振り返り、言動を改めるきっかけとなるような本や映画を加害児童生徒に紹介し、感想をまとめたり話し合ったりする。

I. 家庭での話し合い

◇保護者の協力を得て、加害児童生徒が家族で話し合い、自身の行動の反省と決意を整理する。

J. 作文、反省文、プレゼン等による加害児童生徒の意思表示

◇家庭で話し合った結果を文章にまとめるなどして、今後の決意を表明する。

K. 保護者への説諭（管理職・警察OB等）

◇加害児童生徒に対する学校の指導方針を示し、家庭と連携した指導を行うための助言・説諭を行って保護者の協力を求める。

L. 「非行防止教室」の活用・連携した取組

◇いじめの未然防止や早期解決に向けた内容を盛り込んだ「非行防止教室」の開催。

M. 少年サポートセンターとの連携

◇少年相談、立ち直り支援活動等の活用。

N. 警察、福祉機関への相談・通報

◇相談・通報をもとに、外部機関・施設等と連携した対応を進める。

O. スクールカウンセラーとの連携

◇中学校に配置(小学校に派遣)しているスクールカウンセラーと連携し、カウンセリングを通して児童生徒および保護者への対応を行う。

P. 市町村問題解決チームの支援要請・事案に応じて専門家の助言・支援を要請する。

短期、中・長期の指導計画

～事案に応じて以下の内容を柱にした計画を立て、取り組む。～

- ◇規範意識・社会性等の育成
- ◇学習支援
- ◇情緒の安定
- ◇福祉機関と連携した家庭への支援
- ◇警察・福祉機関等と連携した立ち直り支援

Q. レベルⅢ～Ⅴで市町村問題解決チームだけで対応が困難な場合は、速やかに府教育委員会に緊急支援チームの派遣要請

府教育委員会のサポート体制（日常・緊急）

1) 学校への直接的なサポート

○スクールカウンセラー（SC）

スクールカウンセラーは、心理検査や心理療法によって、本人の抱える心の問題を改善・解決していく心理の専門家である。子どもや保護者の心理的な葛藤をときほぐすために、カウンセリングにより問題解決を図る。

※週1回全公立中学校に配置。校区の小学校も活用が可能。

2) 市町村教育委員会へのサポート

○スクールソーシャルワーカー（SSW）

スクールソーシャルワーカーは、子どもに影響を及ぼしている家庭・学校・地域環境の改善に向けて、学校・家庭・地域の支援ネットワークを築く福祉の専門家である。子どもが置かれた背景や状況に焦点をあて、福祉関係機関等と連携・調整を進めながら、子どもを取り巻く環境の改善を図る。また、家庭や福祉関係機関とのネットワークを活用し、教職員と協働体制をとって課題の解決にあたる。

※年度当初に担当SSW及び年間派遣回数を決め、中核市を除く全市町村教育委員会へ派遣。状況に応じ年度途中の派遣回数の増加も可能。

○スクールロイヤー（SL）

スクールロイヤーは、いじめや暴力行為等の事案への早期対応、早期解決を図るため、関係機関と連携した支援や再発防止等について、司法の観点を踏まえた対応について、市町村教育委員会及び学校への助言を行う。

※市町村教育委員会の要請に応じ、担当スクールロイヤー（弁護士）を定め必要に応じて派遣等を行う。

○学校体制支援リーダー

学校体制支援リーダー（校長OB）は、生徒指導が困難な状況にある公立小・中学校において、問題行動の状況や生徒指導体制の現状を把握するとともに、市町村教育委員会指導主事及び管理職等と相談しながら今後の取組のプランを作成し、専門家の活用や地元警察署や少年サポートセンターとの連携の助言・調整を行う。

※市町村教育委員会の要請に応じ、当該小・中学校に集中的に派遣。必要に応じて、緊急支援チームのスタッフともなる。

3) 緊急時の市町村教育委員会・学校へのサポート

○緊急支援チーム

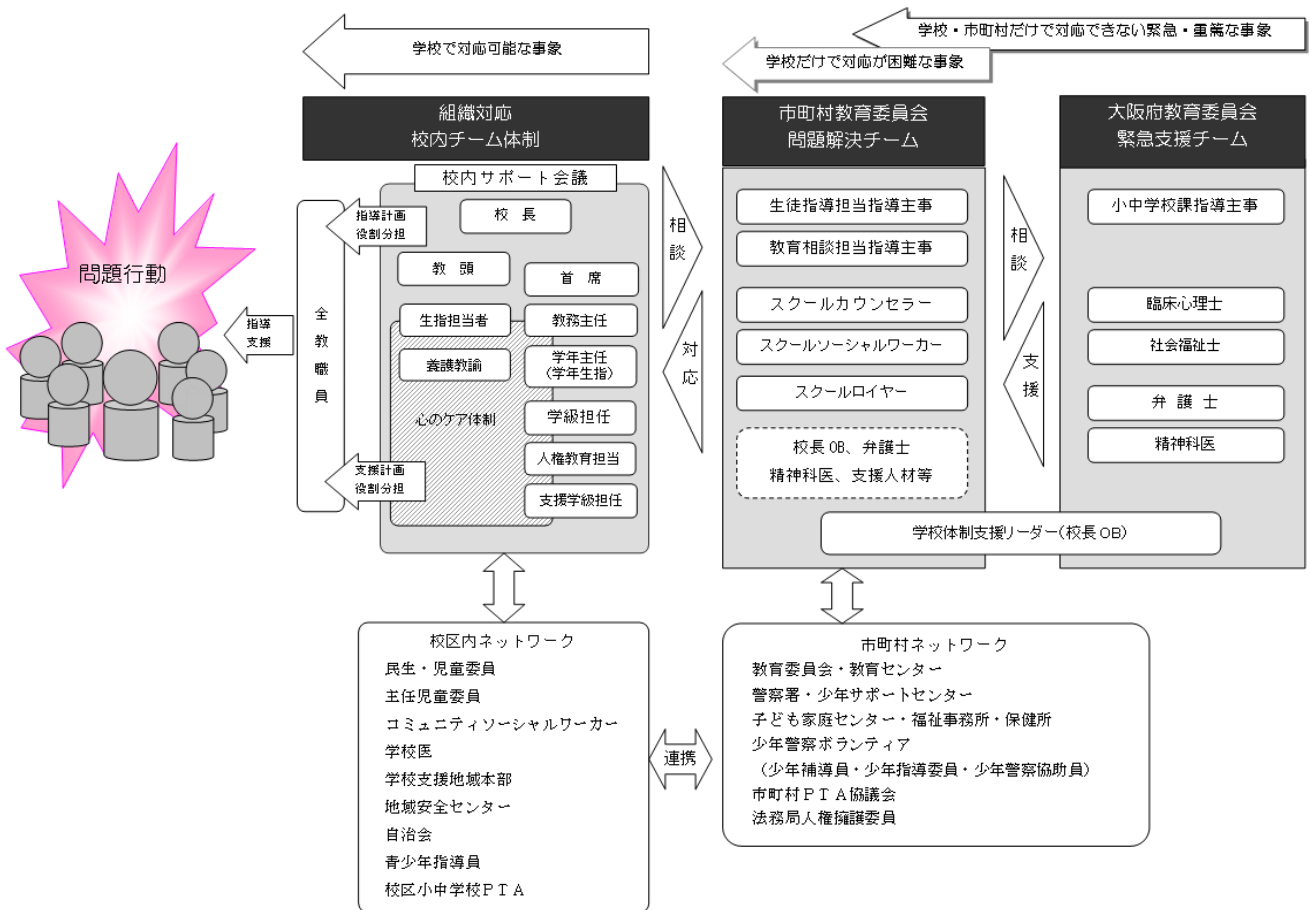
緊急支援チームは、いじめや不登校、児童虐待や暴力行為等、学校・市町村教育委員会だけでは解決が困難な事案や児童生徒の命にかかわる緊急かつ重篤な事案に対し、心のケアや二次被害の防止、指導体制の再構築による生徒指導上の課題の克服等について、市町村教育委員会・関係機関と連携し専門的な立場を生かした支援を行う。

※市町村教育委員会の要請に応じて、府教育委員会指導主事・臨床心理士・社会福祉士・弁護士・精神科医等から必要な分野の専門家を緊急支援チームとして編成し、市町村教育委員会及び学校に緊急派遣する。

〈構成メンバーと役割〉

- 府教委指導主事…学校や市町村教育委員会の対応全般に関わる支援や助言を行う。
- 臨床心理士…児童生徒の心理面や悩みに関する相談、環境整備等の支援を行う。
- 社会福祉士…福祉関係機関との連携や児童生徒及び家庭への支援を行う。
- 弁護士…法的な観点から児童生徒及び保護者への対応に関する助言を行う。
- 精神科医…児童生徒に医療的な支援・対応や介入等が必要な場合の相談・助言を行う。

〈緊急支援チーム派遣のイメージ〉



いじめに係る主な相談窓口

【市】教育相談室（四條畷市教育センター）

電話番号 072-878-7710

相談時間 平日午前9時30分から午後4時30分まで

【国】24時間子供SOSダイヤル（文部科学省）

電話番号 0120-0-78310

相談時間 24時間

【国】子どもの人権110番（法務省）

電話番号 0120-007-110

相談時間 平日午前8時30分から午後5時15分まで

【府】すこやかホットライン（大阪府教育センター）

電話番号 06-6607-7361

対応時間 平日午前9時30分から午後5時30分まで

【府】子どもの悩み相談フリーダイヤル（大阪府福祉部中央子ども家庭センター）

電話番号 0120-7285-25

対応時間 24時間